

## 校長の話

校長 上村 哲也

先月は人権集中学習を行いました。今日は、みなさんの身近に潜んでいる「いじめ」について改めて考えてみようと思います。

まずは、この問いから。「あなたは、ともだちをいじめたことは ないですね？」

(15秒ほど、これまでの自分を振り返ってみてください)

もう一度聞いてみます。自分の感じ方で結構ですから、「いじめたことはない」という人、手を挙げてみてください。

いじめにあたる行為は様々あります。まずは、わざと（故意に）に相手を攻撃するいじめ。暴力は絶対にいけません。「ひどい言葉」を相手に浴びせるいじめは「言葉の暴力」です。特に、「死ね、消えろ」などの言葉は、相手の人がそこにいることさえ否定する最もひどい言葉でしたね。

それから、少し離れたところで相手を悪く言う「ひそひそ話」も、もちろんいじめです。周りの人をいじめに巻き込んで、相手に深い傷を負わせるものです。

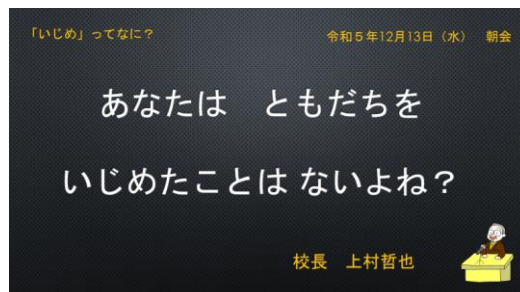
また、最近では、自分の姿を隠したインターネット上でのいじめが増えています。一小でも携帯電話をつかったいじめが起きたことがあります。

次の資料はこれです。先ほどと逆のパターンのいじめと言えるでしょうか。遊びや活動の際に、わざと会話をしない。席を離す。避けるように通る。グループ分けでメンバーの中に入れない。・・・まるでそこに相手がいなかったかのように無視をすること。相手に苦痛や孤独を感じさせ、追い込んでいくひどいいじめです。

さて、これまでの資料にあった行いは、誰がどう考えても悪い（悪質な）いじめだと思いませんか？

<ケース1> では、次の場面はどうでしょうか？

プリント学習をしていたとき、先生が少しの間教室を離れました。すると、おしゃべりが始まり、やがて、多くの人が同じようにおしゃべりに夢中になってしま



ました。そこへ、戻ってきた先生が「うるさいのは誰？」と聞くと、4人が「Aさんです」と答えました。実際におしゃべりをしていたAさんは、苦笑いをしていますが、特に気にしている様子はありません。

後で、先生が「なぜ、Aさんと答えたの？」と聞くと、4人は同じように、「Aさんも自分たちも、みんなでふざけあっていただけ」と答えました。

・・・この4人の行いはAさんに対するいじめになるのでしょうか？

<ケース2> 次は、こんな場面です。

学校の廊下で起きた出来事。

教室から出たときに、廊下を走ってきた友達とぶつかってしまいました。

相手は済まなそうな顔をしていましたが、つい、かっとなって、「いたいな、ばか、死ね」と言ってしまいました。廊下を走ってきた相手が悪いのはもちろんですが・・・ひどい言葉をあびせてしまったこの行いはいじめになるのでしょうか？

<ケース3> 次は、グループ学習での話合いの場面で起きたこと。

Aさんは話すことや発表することが苦手なタイプです。そのことを知っていた友だちが、Aさんの考えを聞こうとして、「Aさんはどう思うの?」「Aさんも意見を言って」と励ましました。何とかAさんに話してほしいという親切心からの行いでした。これはAさんに対するいじめになるのでしょうか？

答えはこうです。・・・「これだけでは分かりません。ですが、すべてがいじめとなる場合があります。」

なぜこのような答えになるのか、それは、どのケースも、「相手の気持ちや受け止め方がわからないから」です。

日本には、「いじめ防止対策推進法」という法律があります。この法律は、「ひどいいじめに合った人が、自らの命を絶ってしまった」という出来事が繰り返されてつくられたものです。そこに、どんな行いがいじめになるのか記してあります。ですが、とても難しく書いてあるので、易しくまとめてみました。

「いじめ」ってなに？

国のきまり=法律（ほうりつ）

ほうしたいさくすいしんほう

## いじめ防止対策推進法



学校での「いじめ」とは、知り合いの子どもに対して

○相手の体を苦しめようとしたり傷つけようとしたりする行い

○相手がいやな気持ちになったり、苦しさを感じたりする行い

※自分の気もちや考え方より、相手の気もちや感じ方が優先されます

×××わざとやった      △△ふざけていた      △親切のつもりでも

※いじめた場所や時間は関係ありません。

参考：いじめ防止対策推進法におけるいじめの「定義」は次の通りです。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法は、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとしています。これは、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として規定されたものです。

さて、今日は「いじめ」について考えてきました。いじめにもいろいろなパターンがあり、その状況によっていじめかどうかの判断が変わること、そして、相手の気持ちや受け止め方がポイントになることを話しました。

「いじめ」ってなに？

いつでも、だれでも「いじめ」をしてしまうかも



○相手を嫌な気もちや悲しい気持ち、苦しめてしまうかもしれない行いに十分注意する必要がある

○いつも相手のことを考えて行動する必要がある

あなたは もう ともだちをいじめることは ないでしょうか？

いじめの加害者（いじめる側）にならないために、間違いなく言えることは、相手を嫌な気持ちや悲しい気持ちにしたり、苦しめてしたりしてしまうかもしれない行いに十分注意する必要があること、いつも相手のことを考えて行動する必要があるということです。

今日は、いじめになってしまうかもしれない3つのケースを示しました。これから先は、各学級でどこが危ないのか、どのように行動すればよいのか話し合ってみてください。そして、安心して過ごせる学校づくりに向けて、一人一人がいじめ防止に努めてほしいと思います。

・・・これで今日の話は終わりです。

